

令和8年度版

活動加算割の補助対象となる自治会活動項目

いずれの活動についても、活動中の様子が分かるよう、**必ず写真撮影をしてください。**実績報告時に、写真を提出していただきます。

なお、実績報告を円滑に進めるため、必ず次のページの「**活動や写真撮影に当たっての注意点**」を御確認ください。

自治会活動項目		想定している活動内容	条件・注意事項
防災・交通防犯・安全	①自治会防災訓練	消防署や消防団と協力して、消火器・避難行動・煙体験・救命講習会などの <b>自治会独自</b> の防災訓練を実施する。	年1回以上
	②防犯パトロール	誘導灯、拍子木などを持って地域のパトロールを <b>定期的</b> に実施する。	年4回以上
	③高齢者などの見守り活動等	一人暮らしの高齢者・障害者など、孤立しがちな家庭を中心に訪問を行い、 <b>継続的な安否確認や交流</b> を図る。	年3回以上
	④登下校の見守り	小学生が登下校する時間帯に、横断歩道や通学路において子どもの安全・安心を見守る。	1週間程度継続
地域清掃	⑤地域の清掃活動	自治会区域内の清掃及びごみ拾いを <b>定期的</b> に行う。	年4回以上
	⑥側溝清掃	地域内の側溝清掃を自主的に実施する。	年1回以上
自治会の発展・活性化	⑦加入促進事業	④加入促進チラシを非会員に配布し、自治会加入を勧める。(チラシは市から提供することも可能) ⑤定期的に広報誌やブログで情報を発信し、自治会活動や加入促進につなげる情報を非会員にも周知する。	年1回以上
	⑧多文化共生につながる事業	④地域の外国人市民に向けて、自治会のイベントのチラシや加入促進チラシを「やさしい日本語」を活用して作成し、配布等する(市の掲示板への掲示も可能)。 ⑤自治会のイベント・会議等で、「やさしい日本語」についてのチラシを自治会員に配布し、「やさしい日本語」の普及を行う(チラシは市から提供することも可能)。	年1回以上
	⑨自治会活動のデジタル化につながる事業	④Google フォーム等を活用し、自治会のイベント参加や加入申込みがオンラインでもできるようにする。 ⑤デジタル回覧板の活用(試験的な運用でも可能)	年1回以上
福祉・健康等	⑩地域団体連携事業	自治会の活動を行うに当たり、 <b>PTA、老人会等の地域団体</b> と連携して自治会活動を実施する。活動内容は問わない。	年1回以上
	⑪健康増進事業	自治会で健康増進活動(ミニ運動会・体操・ウォーキング等)を実施する。	年2回以上

いずれも、1月末までに実施すること

## 活動や写真撮影に当たっての注意点

以下は活動や写真撮影に当たっての注意点を記載したものです。  
 この他に御不明な点がある場合は、協働推進課（内線242）まで御連絡ください。

自治会活動項目	活動や写真撮影に当たっての注意
①自治会防災訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治会独自の活動を行うことが必要であり、<b>市が実施する防災訓練への参加や防災施設の利用のみでは対象外</b>です。</li> <li>ただし、防災施設の利用後、自治会員で集まって地域の避難場所の確認を行ったり、自治会から備蓄物資の配布を行ったりしている場合は、自治会独自の活動として認められ対象となります。その場合、<b>実績報告用に必ず自治会独自の活動をしている際の写真を撮影してください。</b></li> <li><b>防災訓練のチラシや看板の写真のみの提出は実績報告として認められません。</b></li> </ul>
③高齢者などの見守り活動等	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>回覧を回しただけでは対象外</b>です。必ず安否確認や交流を行ってください。</li> <li><b>地域にお住いの高齢者や障害者等が見守り活動の対象</b>です。福祉施設等への見守り訪問等は対象外です。</li> <li>可能な限り、見守り対象となる方が写っている写真を提出してください。</li> </ul>
⑤地域の清掃活動	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>芝刈りは補助対象の活動に含まれません。</b></li> <li>対象となるのは自治会として行う清掃活動であり、<b>個人が行う清掃活動は対象外</b>です。</li> <li>市が管理する道路等への不法投棄を発見した場合は、<b>ごみ対策課（内線 294）</b>まで御連絡ください（ただし、私有地等の市以外が管理する土地は除く。）。</li> </ul>
⑥側溝清掃	<ul style="list-style-type: none"> <li>市に泥等の回収を依頼する場合は、回収を希望する1週間前までに<b>道路下水道課（内線 263・264）</b>まで御連絡ください。</li> </ul>
⑦加入促進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>活動の性質上、<b>自治会員のみを対象とした事業は対象外</b>です。必ず非自治会員を巻き込んだ活動をしてください。</li> <li>非自治会員へのチラシ配布は対象ですが、<b>チラシを配布している際の写真や投函している写真の提出が必要</b>です（<b>チラシの写真のみの提出は対象外</b>）。</li> </ul>
⑧多文化共生につながる事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>チラシ作りに当たって、完璧な「やさしい日本語」を意識していただく必要はありません。また、協働推進課（内線 242）に相談することも可能です。</li> <li>市の掲示板にチラシを掲示する際は、広報・プロモーション課の許可を得る必要があります。</li> <li>自治会のイベント等で「やさしい日本語」の普及を行った際は、<b>普及活動中の写真を必ず撮影してください。</b></li> </ul>
⑨自治会活動のデジタル化につながる事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>写真撮影に当たっては、自治会活動にデジタルを活用していることがわかるような写真を撮影してください。                      例：オンラインの申込フォームの受付確認画面を見ている様子の写真、デジタル回覧板を投稿している写真等</li> </ul>
⑩地域団体連携事業	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>共催・共同によって実施する事業が対象</b>です。<b>他団体主催のイベントに、自治会が参加するだけでは対象外</b>です。</li> <li>地域団体の具体例は、PTA、老人会、子ども会、地元のスポーツクラブ、ボランティア団体等です。ただし、<b>自治会の内部組織との連携事業は対象外</b>です。</li> </ul>
⑪健康増進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>市や市が補助金を支出している団体が主催する事業への参加は対象外</b>です。                      例：地区ふれあいスポレク大会、栄村駅伝大会、歩け歩け大会等</li> </ul>